

# 平成30年度の情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況

平成30年度の情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況をお知らせします。

問総務人事課 ☎230

## 情報公開制度の実施状況

情報公開制度は、市が持っている情報を市民の皆さんの求めに応じて公開するものです。

平成30年度の請求・申出の受付件数および処理件数は、表1のとおりです。

請求：市内に在住・在勤・在学の方または市内に事務所・事業所を有する個人および法人その他の団体の方が情報の公開を請求する場合  
申出：「請求」以外の方が情報の公開を求める場合や公文書公開条例施行日（平成6年4月1日）前に市が作成・取得した情報の公開を求める場合

また、平成30年度の情報公開制度の請求・申出の主な内容は、「工事発注関係」「財政状況」「課税関係」「潮止揚水機場関係」などです。

## 個人情報保護制度の実施状況

個人情報保護制度は、「本人の請求に応じてその自己情報を開示・訂正・削除し、利用・提供を停止すること」「市が保有している個人情報を適正に取り扱うこと」を定めた制度です。

表1 請求・申出の受付件数および処理件数

区分	受付件数	処理件数	公開決定		非公開決定	取り下げなど
			公開	部分公開		
請求	86件	84件	28件	34件	22件	2件
申出	8件	8件	6件	2件	0件	0件
合計	94件	92件	34件	36件	22件	2件

表2 開示受付件数および処理件数

区分	受付件数	処理件数	開示	部分開示	不開示
開示請求	32件	32件	24件	7件	1件

※訂正・利用停止請求および請求の取り下げなどはありません。

表3 審査請求事件の処理件数

審査庁	請求件数	取り下げ	裁決の状況			審査中
			認容	棄却	却下	
市長	2件	0件	0件	0件	0件	3件(※)

※平成29年度に発生した審査請求事件を含みます。

## 審査請求事件の処理状況

平成30年度に発生した審査請求事件（情報公開請求および個人情報開示請求に係るもの）



平成30年度の開示の受付件数および処理件数は、表2のとおりです。

また、平成30年度の個人情報の開示請求の主な内容は、「判定書」「主治医意見書」「診断書」「診療報酬明細書」などです。

## 自主まちづくり活動を支援します

市では、「みんなで作る美しいまちづくり条例」に基づき、皆さんが自主的・自発的に取り組む活動を支援しています。事前に活動団体登録や認定などを行った団体には、助成金を交付しています。

問開発建築課 ☎322

### ■活動団体の登録

まちづくり活動団体は、下表および登録基準を満たしている必要があります。市ホームページをご覧のうえ、事前にご相談ください。

代表者	市内在住・在勤の方
構成員	5人以上で、その半数以上が市内在住・在勤の方（ご近所まちづくり活動については、3軒以上）

### ■まちづくり活動の種類

ご近所まちづくり活動	連続する3軒以上の建物の所有者などが協力して緑化などを進める活動です。
地域まちづくり活動	一定規模以上の地域を対象に、まちづくり活動方針を定めて進める活動です。
テーマ型まちづくり活動	景観、防災、防犯など、特定のテーマを設定し、研究や実践をしていく活動です。

### ■助成限度額

助成金は、予算枠に達し次第締め切ります。

#### 〈ご近所まちづくり活動〉

※助成金の交付対象期間は、認定後3年以内

花、苗木などの植栽	1万円（春夏秋冬各2,500円）
門、塀などの改造	10万円（改造費に要した費用の2分の1が上限）

#### 〈地域まちづくり活動、テーマ型まちづくり活動〉

※助成金の交付対象期間は、活動団体登録後3年以内

諸活動費(会議費、消耗品費、印刷費、通信運搬費など)	地域まちづくり活動：5万円 テーマ型まちづくり活動：5万円 (2年目以降10万円)
まちづくり計画作成に係る費用(講師謝礼金、計画書を取りまとめるためのコンサルタント委託費など)	地域まちづくり活動：50万円 テーマ型まちづくり活動：1事業につき50万円

## 耐震診断・耐震改修の補助金

市では、木造在来工法の2階建て以下の住宅において簡易耐震診断を無料で行っていきます。また、詳細な耐震診断を行いたい方、耐震改修工事で建物を丈夫にしたいとお考えの方に補助金交付制度があります。

問開発建築課 ☎468

### 〈対象となる建物〉

昭和56年5月31日以前に建てられた木造在来工法の2階建て以下の一戸建て住宅または、併用住宅（延べ面積の2分の1以上が住宅のもの）

### 〈補助金額〉

耐震診断…耐震診断に要した費用の2分の1に相当する額（最高5万円）  
耐震改修…耐震改修工事に要した費用の23パーセントに相当する額（最高25万円）

※補助金対象者が65歳以上であり、耐震改修工事に要した費用が30万円を超える場合には、補助金に15万円を加算します。

詳しくは、パンフレット（開発建築課で配布）または市ホームページをご覧ください。

